

# 平成26年度業務試行の運用について

平成26年6月

中部地方整備局 企画部 技術管理課

## 目 次

1. 平成26年度 業務試行について……………	3
2. 試行1 業務内容に応じた適切な発注方式の選定について……………	4
3. 試行2 技術者評価を重視した選定について……………	9

## 1. 平成26年度 業務試行について

中部地方整備局における建設コンサルタント業務等については、「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」(平成26年4月 中部地方整備局) (以下、「H26年度中部地整ガイドライン」という。)に則して入札・契約契約手続きを行っているところである。

今般、クローズアップされている、プロポーザル方式の適切な選定をはじめとする、「業務内容に応じた適切な発注方式の選定」及び事務の簡素化と併せて技術者成績の配点ウエイトを拡大し、品質を確保する「技術者評価を重視した選定」といった、2つの課題への対応について、平成26年2月28日に開催された「調査設計等分野における品質確保に関する懇談会」(座長:小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授)に提案され、平成26年度に試行を実施し、評価したうえで、本格導入を検討することが了承された。

これを踏まえ、国土交通省大臣官房技術調査課より、試行の具体的な内容と進め方、評価に必要なデータ類を予め示し、より円滑に実施されることを目的として、「平成26年度業務試行実施要領(案)」が示されたことから、中部地方整備局においても業務試行を実施するものとし、現在の入札・契約手続きを踏まえた、中部地方整備局における業務試行の標準的な考え方についての運用(案)をとりまとめたものである。

## 2. 試行1 業務内容に応じた適切な発注方式の選定について

### 1) 対象業務

河川事業、道路事業、地質調査、測量調査で発注される全業務

※ 都市事業、下水道事業、建築は、当面、見直しを行わないため、試行対象外

### 2) 試行の内容

- ・上記4事業毎に示す「図1 【H26試行】発注方式選定表」に基づき、適切な発注方式を選定する。この選定の際には、発注担当課長は、業務内容との整合性を十分確認するものとする。
- ・試行は、平成26年6月16日以降に公示される業務全件を対象とする。なお、道路事業において、4月以降に先行して試行として発注している業務についても、本試行の対象として取り扱う。
- ・なお、地質業務、測量調査においては、図1に基づき発注方式を選定することを基本とするが、業務特性、業務の円滑な実施の観点等から必要な場合においては、H26年度中部地整ガイドラインにおける入札・契約手続きの選定に沿って、価格競争方式(簡易公募型強競争入札方式、指名競争入札方式)とすることが出来るものとする。
- ・また、中部地方整備局における総合評価落札方式は一般競争入札であることから、業務によっては多数の者が競争参加することが想定されるため、受発注者の負担軽減の観点から、競争参加資格要件を満たす者が30者程度以上となるよう、競争参加資格要件における業務拠点等を設定すること。

### 3) 試行業務の評価

試行結果の分析等に必要データを収集するため、以下の調査を実施する。

#### 【業務公示段階の調査】

- ・「【H26試行】発注方式選定表」に対応した業務区分等

#### 【契約後の調査】

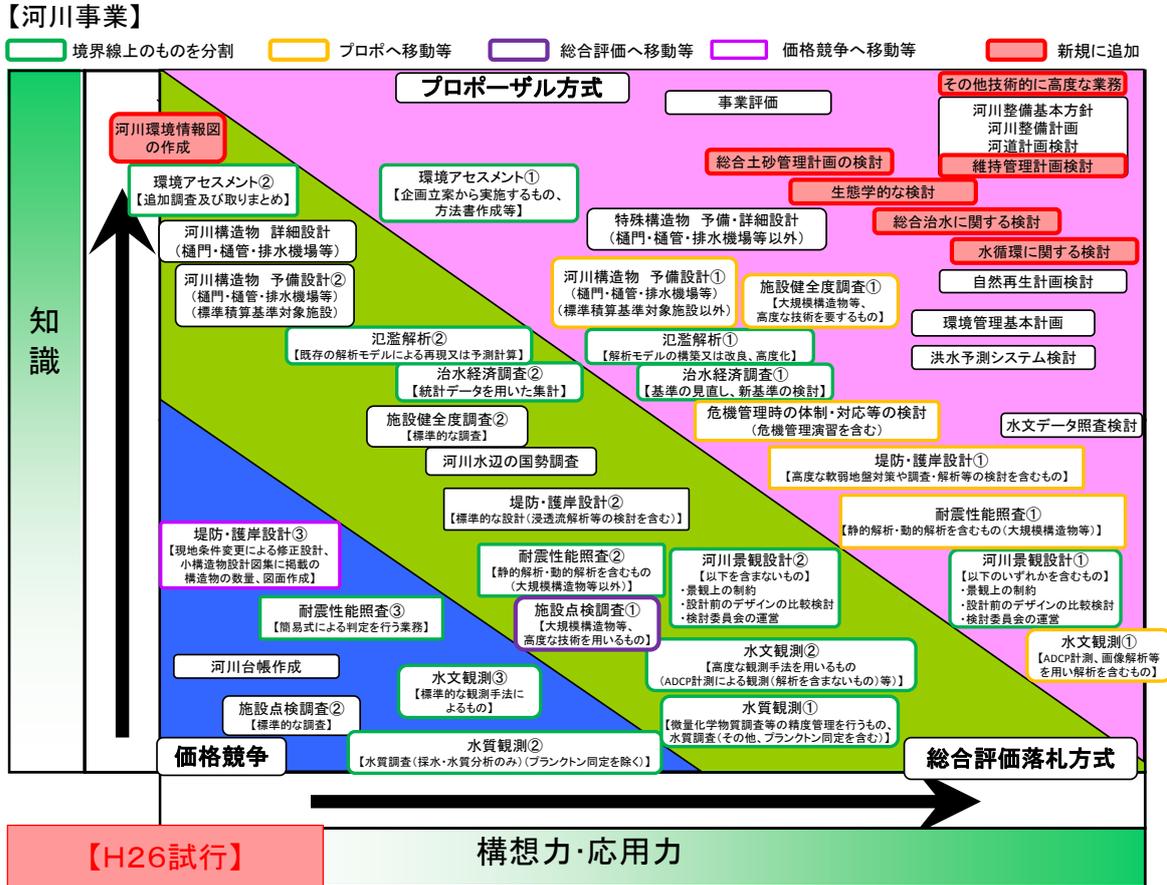
- ・入札結果に関する調査

#### 【業務成績評定点の調査】

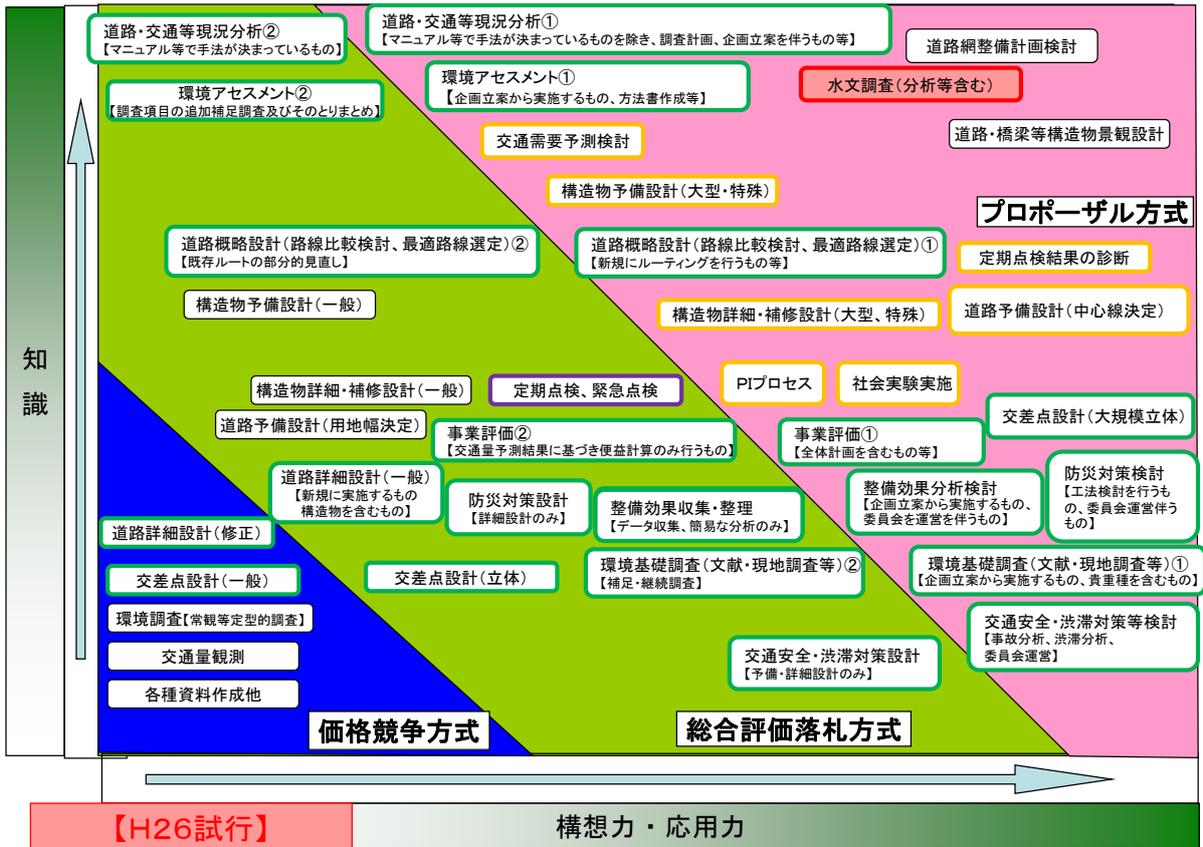
- ・業務成績評定点及びその詳細内訳の調査

図1 【H26試行】発注方式選定表

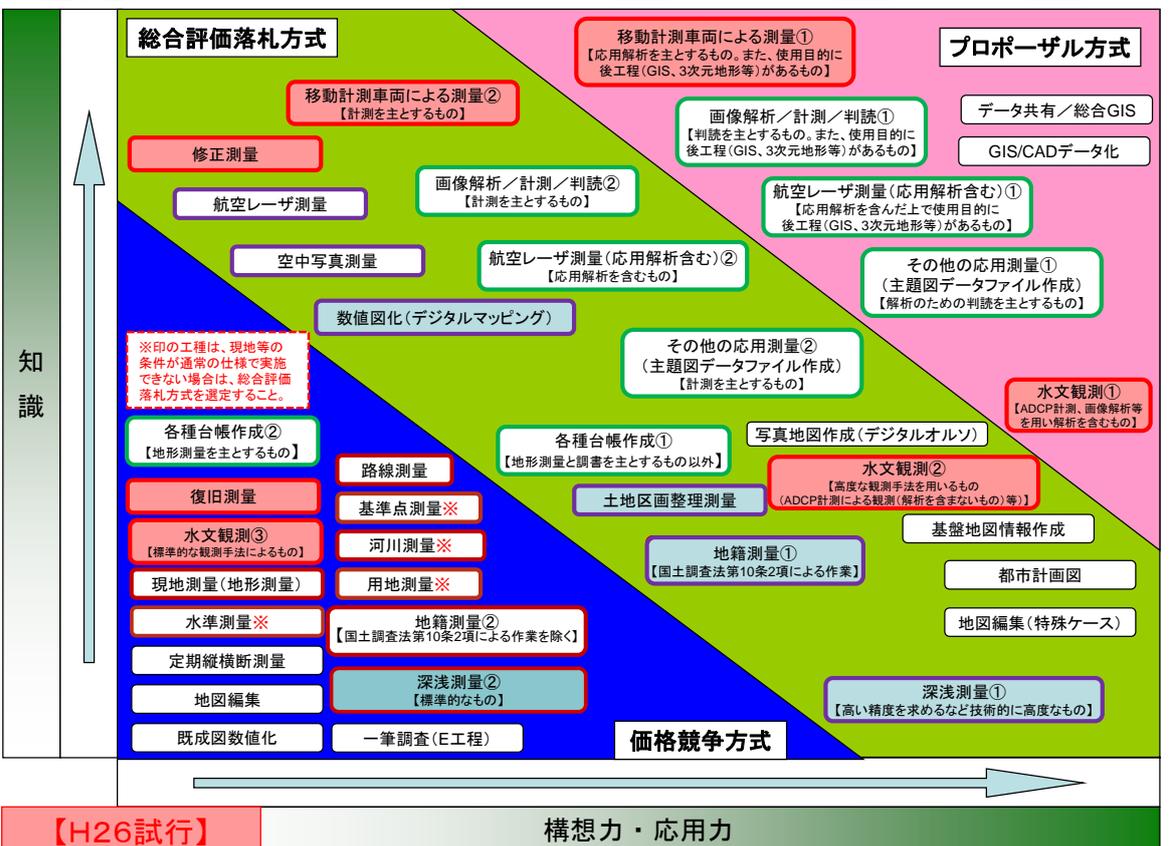
※本発注方式選定表は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したのではない。



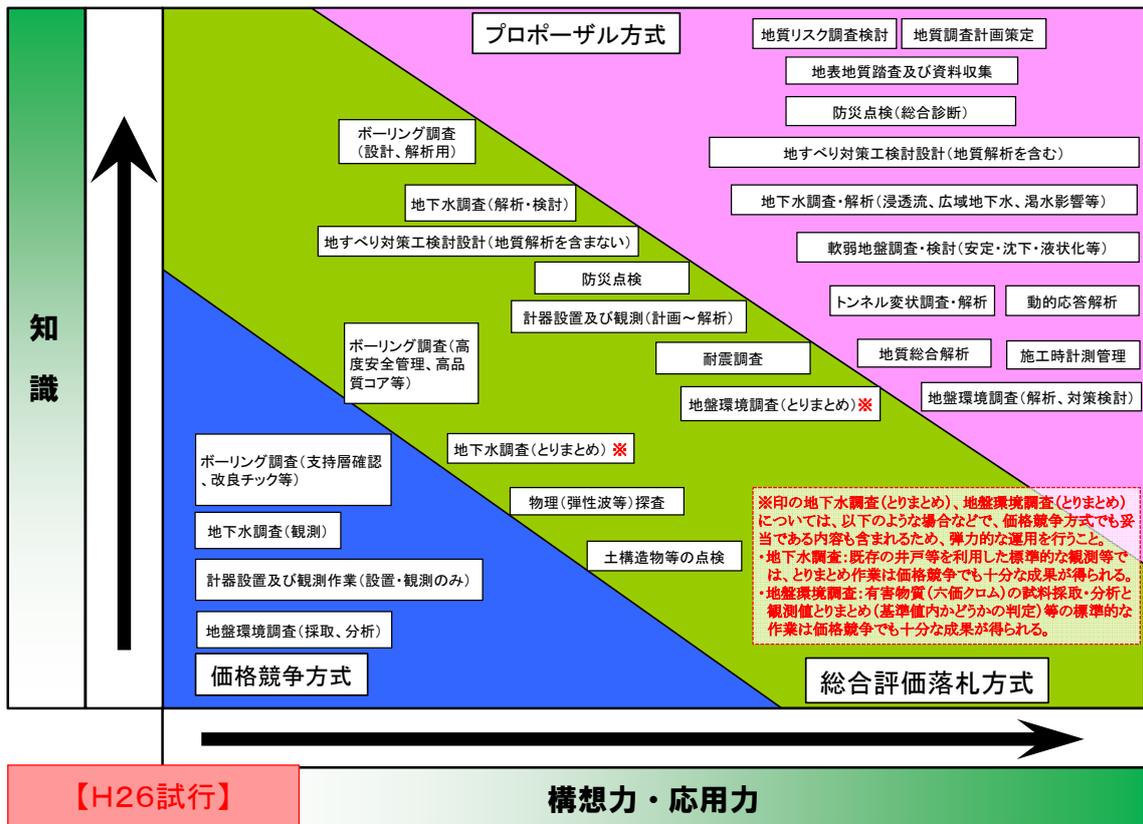
【道路事業】 境界線上のものを分割 プロポへ移動等 総合評価へ移動等 新規に追加



【測量調査】 境界線上のものを分割 プロポへ移動等 総合評価へ移動等 価格へ移動等 新規に追加



【地質調査】



(地質調査参考)

発注方式選定表上の業務名	適切な発注方式の例	業務内容	代表業務の例
地質リスク調査検討	プロポ	予備設計・概略設計に先立ち地質リスクを抽出し設計上の留意事項を検討し、明らかにする。既に実施されている予備・概略設計に対し地質リスクを最小とする観点でセカンドオピニオンを与える。	地質リスク検討業務、基本設計の地質リスク照査業務
地質調査計画策定	プロポ	地質リスクを踏まえ、事業目的に合致した適切で経済的な地質調査計画を策定し、調査業務仕様書に反映させる。	地質調査計画検討業務
地表地質踏査及び資料収集	プロポ	土木地形地質図作成のための、高い知識と経験を有する技術者による地表地質踏査と資料収集。	ダム周辺地質調査業務、原石山適地選定調査業務、トンネルルート選定業務
防災点検(総合診断)	プロポ	管内全域の防災点検結果に基づき、安定度を判断し、対策工の必要性を総合的に診断・評価する。	道路防災診断業務、道路防災対策検討業務
地すべり対策工検討設計(地質解析を含む)	プロポ	地すべり調査結果に基づき、地すべりの機構解析を行い、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり機構解析業務、地すべり対策検討業務
地下水調査・解析(浸透流、広域地下水、湧水影響等)	プロポ	堤防等の浸透時の安定解析、および、トンネル・道路などの掘削工事に伴って生じる広域の地下水障害に対する影響解析など。	堤防浸透点検業務、工事に伴う周辺地下水影響調査検討業務、井戸枯れ検討業務、広域地下水総合検討業務
軟弱地盤調査・検討(安定、沈下、液状化等)	プロポ	軟弱地盤の対策工設計のための調査、解析、対策工検討。	軟弱地盤技術解析検討業務、盛土に伴う周辺構造物影響検討業務、液状化予測図作成業務
トンネル変状調査・解析	プロポ	変状を生じたトンネルに対する地質調査、変状メカニズムの検討、解析および対策工検討。既設トンネルへの工事影響検討。	トンネル変状調査検討業務、トンネル応力変形解析業務、トンネル近接施工に伴う周辺構造物への影響検討業務
動的応答解析	プロポ	耐震設計のための動的地盤応答解析を含む業務、および、盛土等の土構造物の耐震性検討。	盛土耐震性検討業務、堤防耐震性照査検討業務
地質総合解析	プロポ	ダムを始めとする重要構造物建設に際して、既存調査資料を網羅した総合的な判断、見解を含む解析。設計用地盤条件及び物性値の明示と、地質リスク評価。	ダム(トンネル、長大橋等)地質総合解析業務、地質調査資料総合検討業務、開削工事地盤総合検討業務
施工時計測管理	プロポ	高盛土、トンネル、大規模掘削等の施工時の計測と安定・沈下管理を実施して安定性を判断し、施工に対する留意事項を与える。	道路新設に伴う計測管理業務
地盤環境調査(解析、対策検討)	プロポ	調査結果に基づき、それに基づく地下水の流動解析、汚染経路の特定、対策工の検討などを行う。	地盤汚染調査検討業務、地盤振動対策検討業務、地下水汚染解析検討業務
ボーリング調査(設計、解析用)	総合評価(1.2~1.3)	的確な地層断面図の作成と、予備・詳細設計あるいは解析のための的確な地盤物性値ならびに設計用地盤条件を提案する。	地質調査業務、地質詳細調査業務
地下水調査(解析・検討)	総合評価(1.2~1.3)	水文調査に加え数値解析、対策工検討を実施する。	トンネル水文調査解析検討業務
防災点検	総合評価(1.2~1.3)	①落石・崩壊、②岩盤崩壊、③地すべり等の点検およびカルテ点検。	道路防災点検業務、道路防災カルテ点検業務
地すべり対策工検討設計(地質解析を含まない)	総合評価(1.2~1.3)	地すべり調査結果に基づき、適切な対策工の検討や設計を行う。	地すべり対策検討業務
計器設置及び観測作業(計画～解析)	総合評価(1.2~1.3)	盛土、掘削などの工事や地すべりに伴う計器の設置計画と観測計画の検討。	工事に伴う計器設置観測検討業務、地すべり観測検討業務
耐震調査	総合評価(1.2~1.3)	動的土質試験、PS検層など耐震検討のためのパラメーターを得る調査・試験。液状化判定も含む。	耐震調査業務
地盤環境調査(とりまとめ)※	総合評価(1.2~1.3)	土壌・地下水の採取・分析結果や地下水流動解析結果に基づき対象エリア全体の汚染状況をとりまとめる。	土壌地下水汚染検討業務
ボーリング調査(高度安全管理、高品質コア等)	総合評価(1.1)	海上ボーリングや山地部のように慎重な安全管理や仮設に工夫が必要なボーリングや、地すべりやダムのように高品質コアが要求される地質調査。	地質調査業務(特殊仮設)、地すべり調査業務、ダムサイト地質調査業務
地下水調査(とりまとめ)※	総合評価(1.1)	水文観測結果のとりまとめ業務。	水文調査検討業務
物理(弾性波等)探査	総合評価(1.1)	弾性波探査等の物理探査業務	トンネル弾性波探査業務、河川堤防物理探査業務
土構造物等点検	総合評価(1.1)	盛土、トンネル等の点検	盛土変状点検業務、トンネル点検業務
ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)	価格競争	支持層の判定、軟弱層の厚さ確認などを目的とした標準貫入試験のボーリング。あるいは地盤改良後のN値確認等。	地質調査業務
地下水調査(観測)	価格競争	各種工事に伴う週へ地下水の観測作業。	水文観測作業
計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)	価格競争	盛土、掘削等の工事や地すべり観測に伴う計器の設置作業とデータ観測。計画策定は含まず。	工事に伴う計器設置及び観測作業、地すべり観測業務
地盤環境調査(採取、分析)	価格競争	地盤環境業務における土壌・地下水の採取・分析作業。	土壌汚染分析業務

※:前ページ図の注釈参照

### 3. 試行2 技術者評価を重視した選定について

#### 1) 対象業務

総合評価落札方式で発注すべき内容の土木関係建設コンサルタント業務のうち、下記の設計業務等から指定した試行規模件数を抽出する。

【河川事業】堤防・護岸設計

【道路事業】道路予備設計(用地幅)、構造物予備設計(一般)、  
構造物詳細・補修設計(一般)、道路詳細設計(一般)

#### 2) 試行の内容

・次ページ以降に示す手続きによることを原則とする。

※本運用について(案)に規定のない事項については、原則、平成26年度中部地整ガイドラインによるものとする。

・入札契約方式は、一般競争総合評価落札方式(1:3)とし、特定テーマは設定せず、ヒアリングによる技術点の配点を行わず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案書の内容確認を行い、確認結果は書面審査とあわせて、配置予定管理技術者、技術提案書の評価(技術点)に反映させる。

・試行件数は、本試行2の対象業務のうち、平成26年6月16日以降に公示される業務の概ね2割程度(事業毎)とする。

#### 3) 試行業務の評価

試行結果の分析等に活用するため、以下の調査を実施する。

【「試行2」対象業務の調査】

【契約後の調査】

・入札結果に関する調査

【業務完了後の調査】

・業務成績評定点及びその詳細内訳の調査

【受発注者双方へのアンケート調査】

## 平成26年度 試行2(技術者評価を重視した選定)の実施手続きについて

### 3-1 具体的な実施手順

平成26年度中部地整ガイドラインにおける「総合評価落札方式の実施手順」のうち、技術提案に関するヒアリング(技術点における配点有り)に代わり、ヒアリングを通じた配置予定管理技術者の評価、技術提案書の確認(配点無し、ただし、書面審査とあわせて評価に反映)を実施する。

ヒアリングの実施のタイミングは、競争参加資格確認通知後とする。

### 3-2 審査・評価に関する基本的な考え方

#### (1)配点の基本的考え方

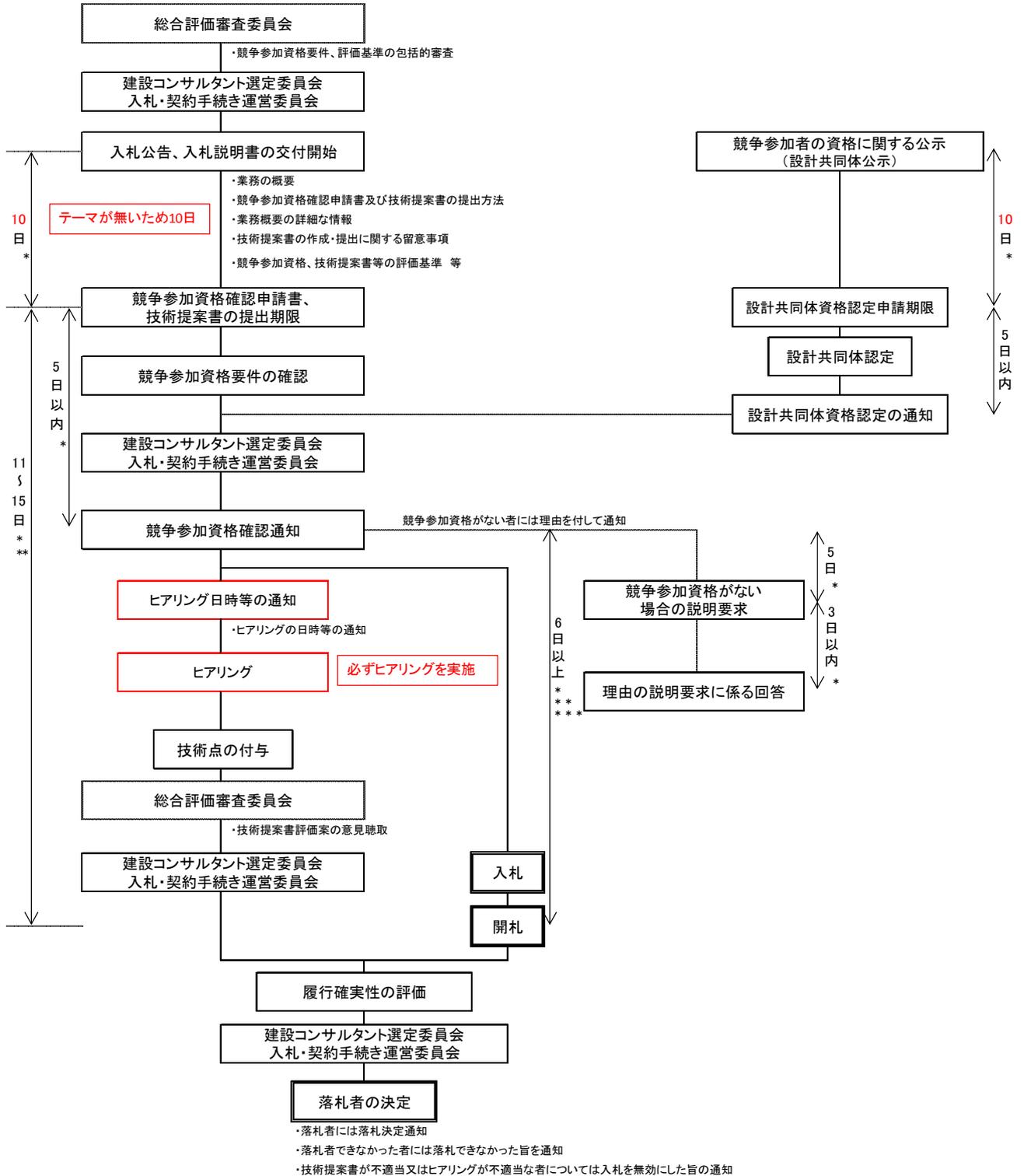
- 参加表明者(企業)や予定技術者の「資格・実績等」よりも、予定技術者「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者(企業)の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 中部地方整備局の業務試行における技術点の配点は、配置予定技術者(資格・実績+成績表彰)を30点、参加表明者(企業)+技術提案書(実施方針・業務実施体制)を30点の計60点とする。
- なお、価格点は20点とする。

※参照 P13:中部地方整備局における業務試行のイメージ 試行2 技術者評価を重視した選定について

#### (2)設計共同体に対する審査・評価

- 平成26年度中部地整ガイドラインの通りとし、単体企業に加え、原則として、設計共同体にも参加を認めるものとする。
- なお、設計共同体の構成員の組合せは、2者以内を基本とする。

## 試行2 技術者評価を重視した選定について 一般競争総合評価落札方式(1:3)の手続き



\* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。  
 \*\* 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。  
 \*\*\* 「6日以上」とは、企業の見積期間を5日以上、開札を1日としており、最短期間の6日を提示しているものである。

平成26年度総合評価落札方式(標準型)にて発注すべき業務の分類

右記以外の全ての業務

試行業務

対 象

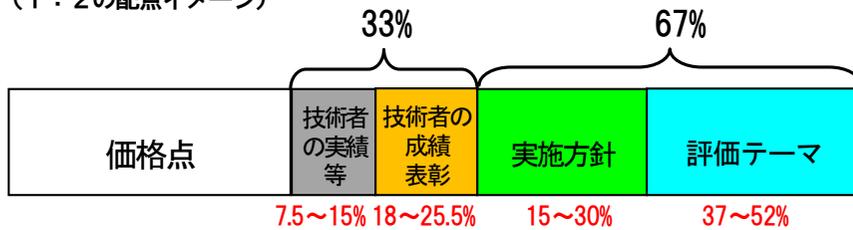
【河川事業】 堤防・護岸設計  
 【道路事業】 道路予備設計(用地幅)  
 構造物予備設計(一般)  
 構造物詳細・補修設計(一般)  
 道路詳細設計(一般)

試行件  
数

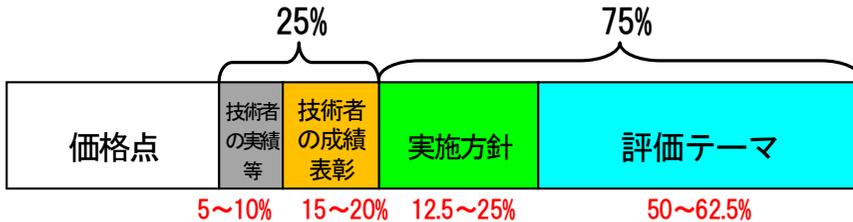
対象業務の概ね2割程度

※配点イメージは従来通り

(1 : 2の配点イメージ)

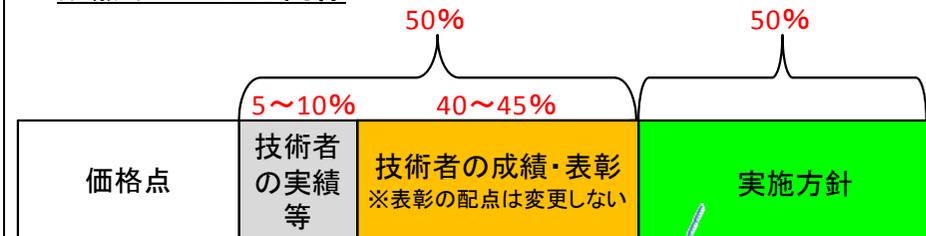


(1 : 3の配点イメージ)



※評価テーマは設定しない

※価格点と技術点の割合は総合評価落札方式(1 : 3)の配点イメージと同様



ヒアリングの実施

試行業務では、入札段階の技術評価において、**予定管理技術者の過去の実績**や**業務理解度、業務実施手順等**について、配置予定管理技術者と面談し、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。

# 中部地方整備局における業務試行のイメージ

## ■試行2 技術者評価を重視した選定について

### ○対象業務

平成26年6月16日以降に公示される次の設計業務等から抽出する。

【河川事業】堤防・護岸設計

【道路事業】道路予備設計(用地幅)、構造物予備設計(一般)、  
構造物補修詳細・補修設計(一般)、道路詳細設計(一般)

### ●一般競走総合評価落札方式(1:3)

価格点20点		技術点60点				
【H26ガイドライン】	1点 (2%)	6点 (10%)	6点 (10%)	20点 (33%)	10点 (17%)	17点 (28%)
評価点		技術者の 成績・表彰	企業実 績・成績 等	技術提案書 (実施方針・業務実施体制)	技術提案書 (特定テーマ)	ヒアリング
技術者実績				5点	18点	4点
【試行2】						
評価点		技術者 資格・ 実績	技術者の成績・表彰	企業実 績・成績 等	技術提案書 (実施方針・業務実施体制)	
		6点 (10%)	24点 (40%)	6点 (10%)	24点 (40%)	
		技術者 30点(50%)			企業+技術提案書 30点(50%)	

27点(45%)

### ●ヒアリングの実施

試行業務では、入札段階の技術評価において、予定管理技術者の過去の実績や業務理解度、実施方針、業務実施体制等について、配置予定管理技術者と面談し、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。

※ヒアリングの結果は書面審査とあわせて「実施方針等」の項目に反映させる。

※なお、その際、予定管理技術者の手持ち業務量(〇件、〇円)についても聴き取りを行うものとする。

# 中部地方整備局における業務試行のイメージ

## ■ 試行2 技術者評価を重視した選定について

### 通常業務

基本事項評価 (技術者)	業務実績	1
	業務成績	4
	技術者信頼度 (優良表彰の有無)	2
	計	7
基本事項評価 (企業)	業務実績	1
	業務成績	4
	業務拠点	1
	企業信頼度 (指名停止等の措置)	(-5)
	計	6
技術提案書評価	実施方針	10
	業務実施体制	10
	特定テーマ	10
	計	30
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	7
	技術提案書の内容に関する知識	10
	計	17
合計		60

### H26 業務試行

基本事項評価 (技術者)	資格要件	3
	業務実績	3
	業務成績	20
	技術者信頼度 (優良表彰の有無)	4
	計	30
基本事項評価 (企業)	業務実績	1
	業務成績	4
	業務拠点	1
	企業信頼度 (指名停止等の措置)	(-5)
	計	6
技術提案書評価	実施方針	12
	業務実施体制	12
	計	24
合計		60

### 3-3 試行業務における具体的な審査・評価について

#### (1) 入札公告、入札説明書

通常的一般競争総合評価落札方式(1:3)の入札公告、入札説明書に対して、下記事項等を削除・修正している。

①冒頭に、本業務が平成26年度 業務試行の対象であることを明記

<入札公告・入札説明書の記載例>

○ なお、本業務は「平成26年度 試行業務」試行2 技術者評価を重視した発注方式の対象業務である。
---

②特定テーマに係る記述を削除

③評価項目、評価の着目点、配点表を修正

④ヒアリングに係る記述を修正(実施内容、配点の対象としないなど)

**試行2 技術者評価を重視した選定について**  
**【一般総合評価落札方式(1:3)の要件】**

	入札方式	総合評価 H26ガイドライン		総合評価 (試行2 技術者評価重視)		
		1:2~1:3		1:3		
		競争参加資格	評価項目	競争参加資格	評価項目	
基本事項評価(企業)	基本的要件	予決令及び会計令	◎	—	●	—
		中部地整一般競争資格	◎	—	●	—
		指名停止	◎	—	●	—
	企業	業務実績	◎	◎	●	●
		業務成績	—	◎	—	●
		企業信頼度 (優良表彰)	—	△	—	—
		中立性・公平性	△	—	—	—
		守秘性	△	—	—	—
		業務拠点	△	○	●	●
		地域精通度 (地域での業務経験)	—	△	—	—
		実施体制 (再委託、設計共同体)	◎	—	●	—
		企業信頼度 (災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無)	—	△	—	—
		企業信頼度 (指名停止等の措置)	—	◎	—	●
		その他	△	—	—	—
基本事項評価(技術者)	管理技術者	技術者の資格	◎	△	●	●
		業務実績	◎	◎	●	●
		業務成績	—	◎	—	●
		技術者信頼度(優良表彰)	—	○	—	●
		地域精通度 (地域での業務経験)	—	△	—	—
		手持ち業務量	○	△	●	—
		直接的な雇用関係	△	—	—	—
		その他	△	△	—	—
技術提案書	実施方針	◎	◎	●	●	
	業務実施体制	◎	◎	●	●	
	特定テーマ1	◎	◎	—	—	
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	—	◎	—	△	
	技術提案書の内容に関する知識	—	◎	—	△	

■H26ガイドライン:「◎」:必ず設定 「○」:原則設定 「△」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

■試行2:「●」設定項目、「—」設定しない、「△」:ヒアリングによる配点は行わず、ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案書の内容確認を行い、確認結果は書面審査とあわせて、配置予定管理技術者、技術提案書の評価に反映させる

## (2) 競争参加資格

試行2における競争参加資格は下記のとおりとする。なお、各要件留意点など記載のない事項は、中部地整ガイドラインを参照。

### 1) 入札参加希望者

#### ① 基本的要件

入札参加希望者は、次の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

#### (1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成25・26年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。  
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

#### (2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年〇〇月〇〇日付中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から平成26年度 〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

## ②業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成16年度以降に完了した(過去10年間、公告日現在)以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、再委託等により行ったものは実績として認めない。

(同種業務)

① ○○に関する業務

② △△に関する業務

※「○○及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例:○○及び△△に関する業務(同一業務の実績でなくても良い)

(類似業務) <同種業務に準じて記載する>

## ③業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

※ 応募要件を満たす者が30者程度以上確保できる場合は、「○○県内」又は「○○事務所管内」に営業拠点等有する者としても良い。

## 2) 配置予定管理技術者

### ①資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格のいずれかを有すること。

技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者(平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む)、RCCM(RCCMと同等の能力を有する者も含む。)のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者で

あること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者(筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る)

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

## ②業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成16年度以降に完了した(過去10年間、公告日現在)同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

(同種業務)

- ① ○○に関する業務
- ② △△に関する業務

※「〇〇及び△△」等とした場合は、同一業務での実績のみ認めるのか、同一業務の実績でなくても良いのかを明記する。

例：〇〇及び△△に関する業務(同一業務の実績でなくても良い)

(類似業務) < 同種業務に準じて記載する >

### ③ 手持ち業務に関する要件

1) 平成〇〇年〇月〇日(公告日)現在の全ての手持ち業務(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

なお、管理技術者として予決令 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

### ④ 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ① 実施方針
- ② 業務実施体制

### 3) 業務実施体制に関する要件

申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

### 4) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ① 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- ② 技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制）の注記に反する記載がされている場合。

## (3) 総合評価に関する事項

### 1) 総合評価の方法

① 技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価(企業)
- 2) 基本事項評価(技術者)
- 3) 技術提案書  
実施方針、業務実施体制
- 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

#### 【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性評価に基づく履行確実性度)

#### 【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点)

基本事項評価点 = 基本事項評価点(企業) + 基本事項評価点(技術者)

技術提案評価点 = 技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度 = 1.00 ~ 0

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は20点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値(評価値)をもって行う。

### (3) 技術点に関する基準

#### 1) 基本事項評価(企業)

##### ①業務実績

平成16年度以降に完了した(過去10年間、公告日現在)同種又は類似業務の実績の内容を以下のとおり評価する。

配点	評価基準
1	同種業務の実績がある。
0	類似業務の実績がある。

## ②業務成績

平成21年度以降(過去4年間)の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野(別表-1に示す。)に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。

なお、平成21年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点未満の場合及び平成21年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成21年度以降に中部地方整備局以外の機関(以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。

配点	評価基準
4	中部地方整備局発注業務における平均点が76点以上
3	中部地方整備局発注業務における平均点が74点以上76点未満
2	中部地方整備局発注業務における平均点が72点以上74点未満
1	以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上72点未満</li> <li>・平成21年度以降に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、平成21年度以降に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合</li> </ul>
0	以下のいずれかの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満</li> <li>・平成21年度以降において、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合</li> </ul>

※過去4年間は下記の通り

- ・H26.7迄 :平成21年度～平成24年度
- ・H26.8以降:平成22年度～平成25年度

## ○TECRIS 業務分野

(入札説明書「別表－1」を引用)

該当	業務分野	該当	業務分野
	01 河川、砂防及び海岸・海洋		15 トンネル
	02 港湾及び空港		16 施工計画・施工設備及び積算
	03 電力土木		17 建設環境
	04 道路		18 機械
	05 鉄道		19 水産土木
	06 上水道及び工業用水		20 電気電子
	07 下水道		31 建設電気通信
	08 農業土木		32 廃棄物
	09 森林土木		33 衛生工学(廃棄物以外)
	10 造園		34 応用理学(地質以外)
	11 都市・地域計画及び都市整備		35 情報
	12 地質		36 防災
	13 土質及び基礎		37 測量
	14 鋼構造及びコンクリート		

※該当分野の選定は1分野のみとする。

## ③業務拠点

業務拠点を以下とおり評価する。

- 競争参加資格要件で業務拠点の所在地を「中部地方整備局管内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
1	〇〇県内に業務拠点を有する
0	中部地方整備局管内に業務拠点を有する

- 競争参加資格要件で業務拠点の所在地を「〇〇県内」としている場合の評価の考え方は以下を標準とする。

配点	評価基準
1	〇〇事務所管内に業務拠点を有する
0	〇〇県内に業務拠点を有する

④企業信頼度(指名停止等の措置)

技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。  
 なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。

- ア) 営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月
- イ) 文書注意措置後2ヶ月
- ウ) 口頭注意措置後1ヶ月

配点	評価基準
0	①処分を受けていない
-5	②処分を受けている

2) 基本事項評価(技術者)

①技術者資格

記の順位で評価する。

配点	評価基準
3	技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門) 又は、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者
0	土木学会が認定した1級土木技術者 RCCM(RCCMと同等の能力を有する者も含む)

なお、上記以外の場合は選定しない。

②業務実績

平成16年度以降に完了した(過去10年間、公告日現在)の同種又は類似業務の実績の内容を以下のとおり評価する。

配点	評価基準
3	同種業務の実績がある。
0	類似業務の実績がある。

③業務成績に関する要件

平成 21 年度～平成 24 年度(過去4年間)の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野のうち、該当する業務分野(別表-1に示す。)に該当する業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。

配点	評価基準
20	中部地方整備局発注業務における平均点が 79 点以上
19	中部地方整備局発注業務における平均点が 78 点以上 79 点未満
18	中部地方整備局発注業務における平均点が 77 点以上 78 点未満
17	中部地方整備局発注業務における平均点が 76 点以上 77 点未満
14	中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上 76 点未満
11	中部地方整備局発注業務における平均点が 74 点以上 75 点未満
7	中部地方整備局発注業務における平均点が 73 点以上 74 点未満
4	中部地方整備局発注業務における平均点が 72 点以上 73 点未満
2	中部地方整備局発注業務における平均点が 71 点以上 72 点未満
1	中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 71 点未満 又は過去4年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満
欠格	中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 又は過去4年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野が「〇〇」に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関において過去4年間に同種又は類似業務の受注実績が無い

※過去4年間は下記の通り

- ・H26. 7迄 :平成21年度～平成24年度
- ・H26. 8以降:平成22年度～平成25年度

④技術者信頼度(優良表彰の有無)

平成 22 年(表彰受賞年)以降(過去4年間)の優良表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。

なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。

ただし、対象となる優良表彰の受賞は、業種区分：土木関係建設コンサルタント業務で受賞したものに限る。

配点	評価基準
4	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績
2	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績
0	優良表彰の受賞実績がない

※「過去4年間」は表彰授賞年で判断し、下記のとおりとする。

- ・H26. 7迄 :平成22年～平成25年
- ・H26. 8以降:平成23年～平成26年

### 3) 技術提案書

技術提案書の記載内容が、次の事項に該当する場合は評価しないものとし、その者の入札を無効とする。

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

技術提案書の評価項目の着目点、考え方は下記の通りとする。

評価項目の着目点	評価項目の着目点の考え方	
実施方針	実施方針(工程表や業務フロー等を含む)について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価	
	<table border="1"> <tr> <td>着目点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、条件、内容の理解度</li> <li>・本業務における特殊性(業務特性)に基づいた着眼点(課題)等の明確な記載</li> <li>・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性</li> <li>・当該業務の着眼点(課題)や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無</li> </ul> </td> </tr> </table>	着目点
着目点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、条件、内容の理解度</li> <li>・本業務における特殊性(業務特性)に基づいた着眼点(課題)等の明確な記載</li> <li>・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性</li> <li>・当該業務の着眼点(課題)や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無</li> </ul>	
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価	
	<table border="1"> <tr> <td>着目点</td> <td>・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の</td> </tr> </table>	着目点
着目点	・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の	

		<p>確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の経験者や専門技術者を配置</li> <li>・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い</li> <li>・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い</li> <li>・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い 等</li> </ul>
--	--	---

#### (4)ヒアリング

ヒアリングは競争参加資格がないもの以外の全員について行うものとする。

ヒアリングを通じた配置予定管理技術者の評価、技術提案書の確認結果は書面審査とあわせて、配置予定管理技術者、技術提案書の評価に反映させる。

なお、その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量(〇件、〇円)についても聴き取りを行うものとする。

##### 1)ヒアリングによる確認項目

確認項目		確認の考え方
配置予定管理技術者	業務実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者自身の業務実績に自ら主体的に携わったことの確認</li> <li>・業務実施上の課題や留意点を把握していることの確認</li> <li>・業務に関連する技術的知識の保有の確認</li> <li>・業務経験が豊富であることの確認 等</li> </ul>
	手持ち業務量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告日及びヒアリング実施時現在等の手持ち業務量(〇件、〇円)</li> </ul>
技術提案書	実施方針	<p>評価項目の着眼点を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、条件、内容の理解度</li> <li>・本業務における特殊性(業務特性)に基づいた着眼点(課題)等</li> <li>・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性</li> <li>・当該業務の着眼点(課題)や留意点と、その対応策についての記載</li> </ul>
	業務実施体制	<p>評価項目の着眼点を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を遂行する上での実施体制の確保</li> <li>・業務の経験者や専門技術者の配置</li> <li>・ミス防止体制の記載とその妥当性</li> <li>・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載と</li> </ul>

		その妥当性 ・業務を遂行する上での工夫について記載とが その妥当性
--	--	---

## 2)ヒアリングの考え方

ヒアリングの期間は、原則として2～3日の幅をもって設定し、説明書にその旨を明示し、明示した日程で実施する。

## 3)ヒアリングの実施体制

	ヒアリング出席者
技術提案書提出者	配置予定管理技術者
発注者	以下の中から3名を選出し評価を行う。 ・所長、副所長又は副所長相当 ・発注業務担当課の課長又は課長相当 ・発注業務担当課以外の技術系課長又は課長相当 また、以下のものが同席する。 ・建設コンサルタント選定委員会の委員(1名以上)

## (5)技術提案書の作成の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	・本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・A4判1枚以内に記載する。

**試行2 技術者評価を重視した選定について**  
**【評価点の配点イメージ】**

		配点イメージ	総合評価 (試行2 技術者評価重視)
			1:3
基本事項評価 (企業)	業務実績	同種	1
		類似	0
	業務成績	中部地整平均76点以上	4
		中部地整平均74～76点	3
		中部地整平均72～74点	2
		中部地整平均60～72点、 他機関での4年以内の同種・類似有	1
		中部地整平均60点未満、 他機関での4年以内の同種・類似なし	0
	業務拠点	県内に営業拠点を有する	1
中部地方整備局管内に営業拠点を有する		0	
企業信頼度 (指名停止等の措置)	該当無し	0	
	該当有り	-5	
合計	合計	6	
基本事項評価 (管理技術者)	資格要件	技術士、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者	3
		土木学会認定した1級土木技術者、RCCM	0
	業務実績	同種	3
		類似	0
	業務成績	中部地整平均79点以上	20
		中部地整平均78点以上～79点未満	19
		中部地整平均77点以上～78点未満	18
		中部地整平均76点以上～77点未満	17
		中部地整平均75点以上～76点未満	14
		中部地整平均74点以上～75点未満	11
		中部地整平均73点以上～74点未満	7
		中部地整平均72点以上～73点未満	4
		中部地整平均71点以上～72点未満	2
		中部地整平均70点以上～71点未満 他機関における過去4年間の同種・類似実績が有る	1
		中部地整平均60点以上～70点未満 他機関における過去4年以内の同種・類似実績が無い	0
中部地整平均60点未満 他機関における過去4年以内の同種・類似実績が無い	欠格		
技術者信頼度 (優良表彰の有無)	中部地整の実績	4	
	中部地整以外の全国レベル	2	
	無し	0	
合計	合計	30	
技術提案書評価	実施方針	業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い	12
	業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している	12
	合計		24
総合計			60